

# 令和6年4月から死亡牛BSE検査体制が 変更されます

## ○変更点

1. 検査対象は、全月齢でBSEを疑う症状を呈した牛のみになります。
2. 検査が必要となった場合、管轄の家畜保健衛生所へ搬入してください。(病性鑑定と同様)

## 検査対象

全月齢でBSEを疑う症状を呈した牛のみ (月齢による検査区分撤廃)

	一般的な死亡牛	特定症状※ <sub>1</sub> を呈した牛	起立不能等※ <sub>2</sub> を呈した牛 (感染症、代謝性、外傷性等によるものは除く)
検査対象	○	○	○

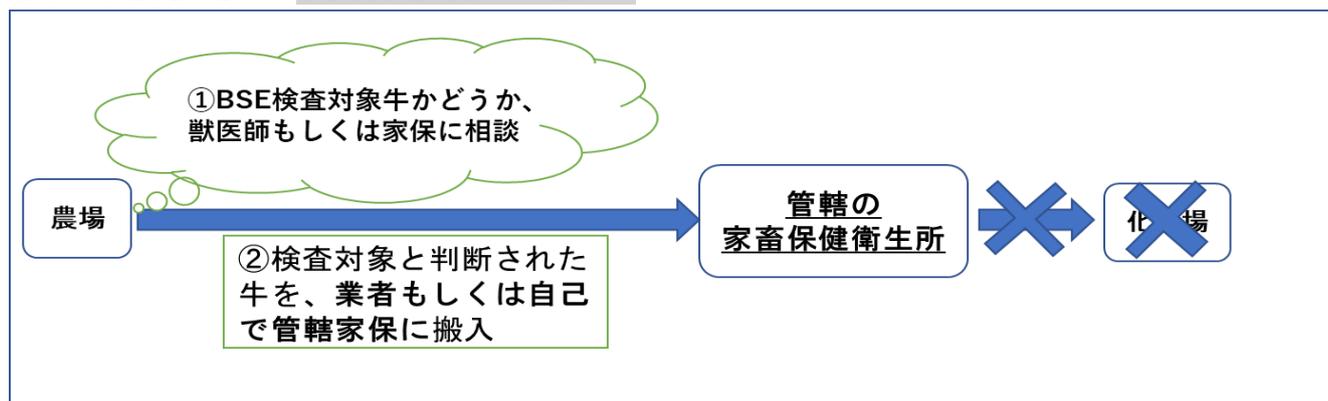
※1：特定症状とはBSEを強く疑う症状。「興奮しやすい」、「音・光に対する過敏な反応等の神経症状」、「異常行動」など (裏面のQ&A参照)

※2：起立不能等とは「犬座姿勢」、「異常歩様」、「頭を低くする」等の症状  
なお、感染症、代謝性、外傷性等による起立不能は検査対象外です。

上記症状を呈した牛を発見した場合は、必ず担当獣医師や家畜防疫員に御相談ください。BSE検査をすべきか判断します。

## 検査体制

検査対象牛は管轄家保に搬入



裏面にあるQ&Aもご覧ください。

## 【BSE 検査体制変更についての Q&A】

質問	回答
<p>96 か月齢以上の牛が死亡した場合、どうすればよいですか？</p>	<p>【令和6年3月31日までに死亡した場合】 今までと同様に県北家保附属検査施設を経由するよう運搬業者に依頼してください。</p> <p>【令和6年4月1日以降に死亡した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BSE を疑う症状あり →担当獣医師に相談してください。</li> <li>・ BSE を疑う症状なし →通常の死亡牛と同様、運搬業者に化製場への搬入を依頼してください。</li> </ul>
<p>死亡牛が BSE を疑う牛に該当しているか分かりません。</p>	<p>担当獣医師や家保に御相談ください。</p> <p>【BSE の感染を疑う生前の症状】</p> <p>〔特定症状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 興奮しやすい</li> <li>・ 音、光、接触等に対する過剰な反応</li> <li>・ 異常行動（群内序列の変化、頭を低くして繰り返し柵に頭を押しつける等）</li> <li>・ 原因不明の進行性の神経症状</li> </ul> <p>〔起立不能〕</p> <p>犬座姿勢、異常歩様、頭を低くする 等  <u>（※感染症、代謝性、外傷性等による起立不能は BSE 検査対象外）</u></p>
<p>担当獣医師から BSE 検査をするように言われた場合、どうすればよいですか？</p>	<p>管轄家保に連絡してください。 その後、<u>管轄家保に運搬業者もしくは自己で搬入してください。</u></p>

### 【ご注意ください！】

**R6.3.31 までに死亡した牛は、現行の体制と基準（96か月齢以上は全て検査）が適用されます。**

※なお、めん羊、山羊等で実施している伝達性海綿状脳症（TSE 検査）は、現行どおりです。

**BSE 検査に関するお問い合わせは、管轄の家畜保健衛生所まで**

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 (夜間・休日) 090-7205-0895

県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 (夜間・休日) 090-7205-1402

県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 (夜間・休日) 090-7205-1826